

## 訂正のお知らせ

本書『ケアマネジャー基本問題集’15』（上巻）のなかで誤りがございましたので、謹んで訂正申し上げます。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2015年3月11日更新-----

【当該ページ】上巻 p 196 問題 178 ポイント解説(1)

誤

(1) 利用者が、月を通じて認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含み、短期利用を除く）、複合型サービスを受けている間は、その月については居宅介護支援費は算定されない。

正

(1) 利用者が、月を通じて認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含み、短期利用を除く）、看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、その月については居宅介護支援費は算定されない。

【当該ページ】上巻 p 196 問題 178 問題文(5)

誤

(5) 福祉用具貸与のみを利用する利用者の居宅介護支援については、基本報酬が減額される。

正

（旧選択肢を削除して以下の設問に変える）

(5) 利用者が、小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護の利用に移行するときに、情報提供などの連携を行うと加算が行われる。

【当該ページ】上巻 p 196 問題 178 ポイント解説(5)

誤

(5) ○ 福祉用具貸与のみの利用者については、業務負担が軽減されることを踏まえて、基本報酬が減額される。そして、担当件数の算定では、2分の1件と数えることになった。

正

(5) ○ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算、看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算である。

（福祉用具貸与のみの利用者に関する報酬の減額という内容の改定は、実現に向けて議論されていたが、最終的には行われなかった。）